

# 日本行政書士連合会関東地方協議会会則

## (名 称)

**第 1 条** 本会は、日本行政書士会連合会（以下「日行連」という。）関東地方協議会（以下「本会」という。）と称する。

## (目 的)

**第 2 条** 本会は、日行連と本会の所属する単位会の円滑な運営と連絡協調を図り、もって、所属単位会の向上発展につとめることを目的とする。

## (組 織)

**第 3 条** 本会は、日行連会則施行規則第 8 条で定める関東地方地域内の単位会をもって組織する。

- 2 本会は、前条の目的を達成するため、業務連絡会を置くことができる。
- 3 前項の業務連絡会の組織及び運営に関する事項は、別に定める。

## (事 務 所)

**第 4 条** 本会の事務所は、会長の所属する単位会の事務所におく。

## (役 員)

**第 5 条** 本会に次の役員をおく。

- (1) 会 長 1 名
  - (2) 副会長 2 名
  - (3) 監 事 2 名
  - (4) 会 計 1 名
- 2 会長は、本会を代表する。
  - 3 副会長は、会長を補佐し会長事故あるときはその職務を代理する。
  - 4 監事は、会の会計の状況を監査する。
  - 5 会計は、経理を担当する。

## (役員を選任)

**第 6 条** 会長・副会長及び監事は、所属単位会長の互選とする。

- 2 会計は、会長の所属する単位会の会員の中から会長が委嘱する。

## (役員任期)

**第 7 条** 役員任期は就任日の属する会計年度終了後第 1 回目に開催する単位会会長会議終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

## (会 議)

**第 8 条** 本会の目的を達成するため、次の会議を開催する。

- (1) 単位会会長会議
  - (2) 担当者会議
  - (3) その他必要な会議
- 2 会議は、会長が招集する。
  - 3 会議の議長は、原則として会長がこれにあたる。

## (書面による議決)

**第 9 条** 会長は、特別の理由があるときは、単位会会長会議の議決すべき事項について、書面による議決を求めることができる。

- 2 前項の規定による議事は、単位会会長の過半数の者の書面による同意があったときに、単位会会長会議の議決があったものとみなす。
- 3 第1項の規定による議事の結果が確定したときは、会長は速やかにその結果を単位会会長に通知しなければならない。

**(経 費)**

**第10条** 本会の経費は、日行連の交付金をもって充てるほか、所属単位会の負担とする。

**(会計年度)**

**第11条** 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

**(決 算)**

**第12条** 本会の決算は、毎会計年度終了後第1回目の単位会会長会議に上程し、承認を求めなければならない。

**附 則**

- 1 この会則は、昭和54年7月1日から施行する。
- 2 この会則の変更は、単位会会長会議の議決による。

**附 則**

- 1 この会則は、昭和58年9月13日から施行する。

**附 則**

- 1 この会則は、昭和59年7月12日から施行する。

**附 則**

- 1 この会則は、昭和60年6月21日から施行する。

**附 則**

- 1 この会則は、平成2年9月20日から施行する。

**附 則**

- 1 この会則は、平成9年7月11日から施行する。

**附 則**

- 1 この会則は、平成10年月8月28日から施行する。

**附 則**

- 1 この会則は、平成22年3月10日から施行する。

**附 則**

- 1 この会則は、平成22年8月25日から施行する。

**附 則**

- 1 この会則は、平成23年月9月30日から施行する。

**附 則**

- 1 この会則は、平成24年月3月12日から施行する。